

長野ガイア応援団KID 子ども食堂モデルづくり支援金

募集要項

1 趣 旨

この助成事業は、長野ガイア応援団KIDプロジェクトに賛同する皆様からの寄付金により、長野市内で地域住民やボランティア・NPO等が取り組む子ども食堂のうち、モデル的な活動に対して継続的な助成を行い、活動の充実を図るとともに他地域への普及を目指します。

2 事業企画 長野ガイア応援団KID

3 事業運営 社会福祉法人長野県社会福祉協議会

4 運営協力 社会福祉法人長野市社会福祉協議会

5 助成対象団体

以下の(1)から(5)までをすべて満たす団体とします。ただし、法人格の有無は問いません。

- (1) 長野市内で子ども食堂を実施するボランティアやNPO等で、営利を目的とせず、子育て支援の充実のためにモデル的な活動に取り組んでいる団体。
- (2) 子ども食堂を、過去2年間以上、概ね週1回以上実施してきた実績があること。
- (3) 食事提供にあたっては、無料又は低額(実費相当程度)の料金としていること。また、衛生管理が十分配慮されていること。
- (4) 活動内容が公序良俗に反していないこと。
- (5) 公正な財務管理がされていること。

6 募集要件

以下の(1)に掲げる「基本活動」及び(2)に掲げる「社会課題解決」に取り組むこと。

(1)基本活動

少なくとも助成開始3か月以内には、次の①～⑤を実施可能であること

- ① 地域に独自の拠点を確保し、毎日型(週4日以上)の子ども食堂を実施すること。
- ② 常勤(概ね週20時間以上)のコーディネーターを配置すること。
- ③ 学校、児童館、公民館等との連携を図り、共同活動に取り組むこと。
- ④ 地域の子ども食堂間の連携促進や、新たな子ども食堂の立ち上げを支援すること。
- ⑤ 持続可能な運営基盤づくりのために、寄付金や事業収入づくりに取り組むこと。

(2)子ども食堂を基盤とした社会課題解決

少なくとも助成開始3か月以内には、次の①～⑤いずれかの活動に取り組むこと。

- ① 高齢者や障がい者への支援も含めた共生の居場所づくり
- ② 子ども食堂に足が向かない、生活困窮と孤立を抱えた子育て世帯への働きかけ
- ③ 様々な生きづらさを抱えた若者のための居場所づくり、自立に向けた支援

- ④ その他現在の公的制度やサービスの狭間のニーズへの対応
- ⑤ その他の先駆的、開拓的取り組み

7 助成額 1か年度の活動費総額の5分の4以内で、200万円を上限とする。

※ 活動費総額を1年間 250 万円以上とし、その4/5の額を上限に助成します。

※ 自己資金は公的補助金・委託金を除く、会費、寄付金、助成金等とします。

《助成対象経費》

賃金、謝金、旅費、食材費、賃借料、印刷費、消耗品費、通信運搬費、燃料費、備品費、修繕費、その他必要な経費

※ 賃金、謝金、旅費については、各団体支給基準を明示することが必要です。

※ 1件 10 万円以上の備品費又は修繕費の執行は、運営団体の事前確認を要します。

8 助成期間 5年間
令和6年(2024年)4月1日から令和11年(2029年)3月31日まで

9 助成団体数 2団体(予定)

10 申請方法

(1) 助成申請書(様式1)を記入のうえ、関係書類を添付して下記までご提出ください。申請書は
本会ホームページからダウンロードすることができます。URL: [〇〇](#)

(2) 締め切り 2024年(令和6年)2月26日(月)

11 助成決定

(1) 審査委員会 長野ガイア応援団KID役員、学識経験者、長野市子ども未来部関係者
他(予定)

(2) 助成決定 令和6年3月初旬

12 助成決定後の流れ

(1) 各年度計画 助成決定団体は、毎年度ごとに、事業計画及び収支予算を作成して運営
団体の承認を受けることとします。

(2) 助成金の支払い 各年度計画に基づき、助成金を毎年度2回に分けて支払います。

(3) 計画の変更 収支計画を大幅に変更する場合は、運営団体と協議し、了承を得るもの
とします。

(4) 活動報告 助成決定団体は、毎年度終了後1か月以内に、実施報告書(様式2号)を
提出して、運営団体の承認を受けるものとします。

13 伴走支援と中間評価

(1) 運営団体は、定期的に助成団体を訪問して、助成事業の目的を達成するための伴走支援や、
成果の広報に努めます。

- (2) 3年目に中間評価を行って、他地域に普及すべき事業成果を整理し、普及方法の検討や行政への提案活動を行います。
- (3) 中間評価において、モデル事業にふさわしい成果が認められない場合は、次年度からの事業計画の変更や助成を停止する場合があります。

14 助成金の返還

正当な理由がなく次のいずれかに該当するときは、助成金の全部又は一部につき、金額及び期日を指定して返還していただきます。

- (1) 偽りその他不正な手段により、助成金の交付を受けたことが判明したとき。
- (2) 対象活動又は対象経費以外に助成金を使用したとき。
- (3) 対象活動を中止もしくは完了できないとき。
- (4) 事業規模の縮小により、助成金の交付済額に不用額が発生したとき。

15 申請先及び問合せ先

長野県社会福祉協議会

「子ども若者応援プロジェクト担当」

〒380-0936 長野市中御所岡田98-1

TEL:026-226-1882

Mail:wakasapo@nsyakyu.or.jp